

追加資料(介護報酬関係)

(2015・2・11 中央社保協介護保険運動交流集会)

全日本民主医療機関連合会
事務局次長 林 泰則

介護報酬とは

- 介護事業所が提供したサービスに対して介護保険から毎月支払われる報酬
- 個々のサービスのいわば「公定価格」という性格をもち、サービスの水準や内容を事実上決定づけるもの
- 事業所にとって唯一と言って良い収益源。この報酬の中で職員の給与など必要な経費が賄われる。



★ (基本報酬(単位) + 加算(単位)) × 報酬単価 (標準は1単位:10円) = 介護費(円)

【例】通所介護(通常規模) / 要介護3・「7時間以上9時間未満」×10日

基本報酬9440単位 + 各種加算730単位 = 10,170単位

10,170単位 × 10円(標準) = 101,700円

91,530円(保険給付額)

10,170円(利用料負担)



基本報酬(基本サービス費)の改定－「平成27年度介護報酬改定の概要」より

全日本医師連／介護・福祉部事務局作成(2015・2・6)

サービス種別	区分	要介護度	現在	15年4月	15年8月	増減差	増減率		
居宅介護支援／月	居宅介護支援費Ⅰ	要介護1、2	1,005	1,042		37	3.7		
		要介護3～5	1,306	1,353		47	3.6		
	居宅介護支援費Ⅱ	要介護1、2	502	521		19	3.8		
		要介護3～5	653	677		24	3.7		
	居宅介護支援費Ⅲ	要介護1、2	301	313		12	4.0		
		要介護3～5	392	406		14	3.6		
介護予防支援／月			414	430		16	3.9		
訪問介護	身体介護	20分未満	171	165		▲6	▲3.5		
		20分以上30分未満	255	245		▲10	▲3.9		
		30分以上1時間未満	404	388		▲16	▲4.0		
	生活援助	20分以上45分未満	191	183		▲8	▲4.2		
		45分以上	236	225		▲11	▲4.7		
		通院等乗降介助	101	97		▲4	▲4.0		
訪問看護	訪問看護ステーション	20分未満	318	310		▲8	▲2.5		
		30分未満	474	463		▲11	▲2.3		
		30分以上1時間未満	834	814		▲20	▲2.4		
		1時間以上1時間30分未満	1,144	1,117		▲27	▲2.4		
	病院または診療所	20分未満	256	262		6	2.3		
		30分未満	383	392		9	2.3		
		30分以上1時間未満	553	567		14	2.5		
		1時間以上1時間30分未満	815	835		20	2.5		
		PT、OT、STの場合	318	308		▲10	▲3.1		
		訪問リハ／回		307	302		▲5	▲1.6	
通所介護／日 (7時間以上9時間未満)	小規模型通所介護	要介護1	815	735		▲80	▲9.8		
		要介護2	958	868		▲90	▲9.4		
		要介護3	1,108	1,006		▲102	▲9.2		
		要介護4	1,257	1,144		▲113	▲9.0		
		要介護5	1,405	1,281		▲124	▲8.8		
	通常規模型通所介護	要介護1	695	656		▲39	▲5.6		
		要介護2	817	775		▲42	▲5.1		
		要介護3	944	898		▲46	▲4.9		
		要介護4	1,071	1,021		▲50	▲4.7		
		要介護5	1,197	1,144		▲53	▲4.4		
	大規模型通所介護Ⅰ	要介護1	683	645		▲38	▲5.6		
		要介護2	803	762		▲41	▲5.1		
		要介護3	928	883		▲45	▲4.8		
		要介護4	1,053	1,004		▲49	▲4.7		
		要介護5	1,177	1,125		▲52	▲4.4		
	大規模型通所介護Ⅱ	要介護1	665	628		▲37	▲5.6		
		要介護2	782	742		▲40	▲5.1		
		要介護3	904	859		▲45	▲5.0		
		要介護4	1,025	977		▲48	▲4.7		
		要介護5	1,146	1,095		▲51	▲4.5		
通所リハ／日 (6時間以上8時間未満)	通常規模型	要介護1	677	726		49	7.2		
		要介護2	829	875		46	5.5		
		要介護3	979	1,022		43	4.4		
		要介護4	1,132	1,173		41	3.6		
		要介護5	1,283	1,321		38	3.0		
短期入所生活介護／日	単独型Ⅰ：従来型個室	要支援1	486	461		▲25	▲5.1		
		要支援2	603	572		▲31	▲5.1		
		要介護1	648	620		▲28	▲4.3		
		要介護2	719	687		▲32	▲4.5		
		要介護3	791	755		▲36	▲4.6		
		要介護4	862	822		▲40	▲4.6		
		要介護5	931	887		▲44	▲4.7		
		要支援1	524	495	460	▲29	▲5.5	▲64	▲12.2
		要支援2	652	615	573	▲37	▲5.7	▲79	▲12.1
		要介護1	722	687	640	▲35	▲4.8	▲82	▲11.4
	要介護2	791	754	707	▲37	▲4.7	▲84	▲10.6	
	要介護3	863	822	775	▲41	▲4.8	▲88	▲10.2	
	要介護4	932	889	842	▲43	▲4.6	▲90	▲9.7	
	要介護5	1,000	954	907	▲46	▲4.6	▲93	▲9.3	
	併設型Ⅰ：従来型個室	要支援1	458	433		▲25	▲5.5		
		要支援2	569	538		▲31	▲5.4		
		要介護1	612	579		▲33	▲5.4		
		要介護2	683	646		▲37	▲5.4		
		要介護3	755	714		▲41	▲5.4		
		要介護4	825	781		▲44	▲5.3		
		要介護5	895	846		▲49	▲5.5		
		要支援1	502	473	438	▲29	▲5.8	▲64	▲12.7
		要支援2	617	581	539	▲36	▲5.8	▲78	▲12.6
		要介護1	686	646	599	▲40	▲5.8	▲87	▲12.7
	要介護2	755	713	666	▲42	▲5.6	▲89	▲11.8	
	要介護3	826	781	734	▲45	▲5.4	▲92	▲11.1	
	要介護4	896	848	801	▲48	▲5.4	▲95	▲10.6	
	要介護5	964	913	866	▲51	▲5.3	▲98	▲10.2	
併設型Ⅱ：多床室	要支援1	502	473	438	▲29	▲5.8	▲64	▲12.7	
	要支援2	617	581	539	▲36	▲5.8	▲78	▲12.6	
	要介護1	686	646	599	▲40	▲5.8	▲87	▲12.7	
	要介護2	755	713	666	▲42	▲5.6	▲89	▲11.8	
	要介護3	826	781	734	▲45	▲5.4	▲92	▲11.1	
	要介護4	896	848	801	▲48	▲5.4	▲95	▲10.6	
	要介護5	964	913	866	▲51	▲5.3	▲98	▲10.2	
	要支援1	458	433		▲25	▲5.5			
	要支援2	569	538		▲31	▲5.4			
	要介護1	612	579		▲33	▲5.4			
要介護2	683	646		▲37	▲5.4				
要介護3	755	714		▲41	▲5.4				
要介護4	825	781		▲44	▲5.3				
要介護5	895	846		▲49	▲5.5				
短期入所療養介護／日	通常型：多床室	要介護1	831	823		▲8	▲1.0		
		要介護2	879	871		▲8	▲0.9		
		要介護3	942	932		▲10	▲1.1		
		要介護4	996	983		▲13	▲1.3		
		要介護5	1,049	1,036		▲13	▲1.2		
		要支援1	197	179		▲18	▲9.1		
		要支援2	456	308		▲148	▲32.5		
		要介護1	564	533		▲31	▲5.5		
		要介護2	632	597		▲35	▲5.5		
		要介護3	705	666		▲39	▲5.5		
要介護4	773	730		▲43	▲5.6				
要介護5	844	798		▲46	▲5.5				

※認知症加算、独居高齢者加算(各150単位)を基本報酬に包括化

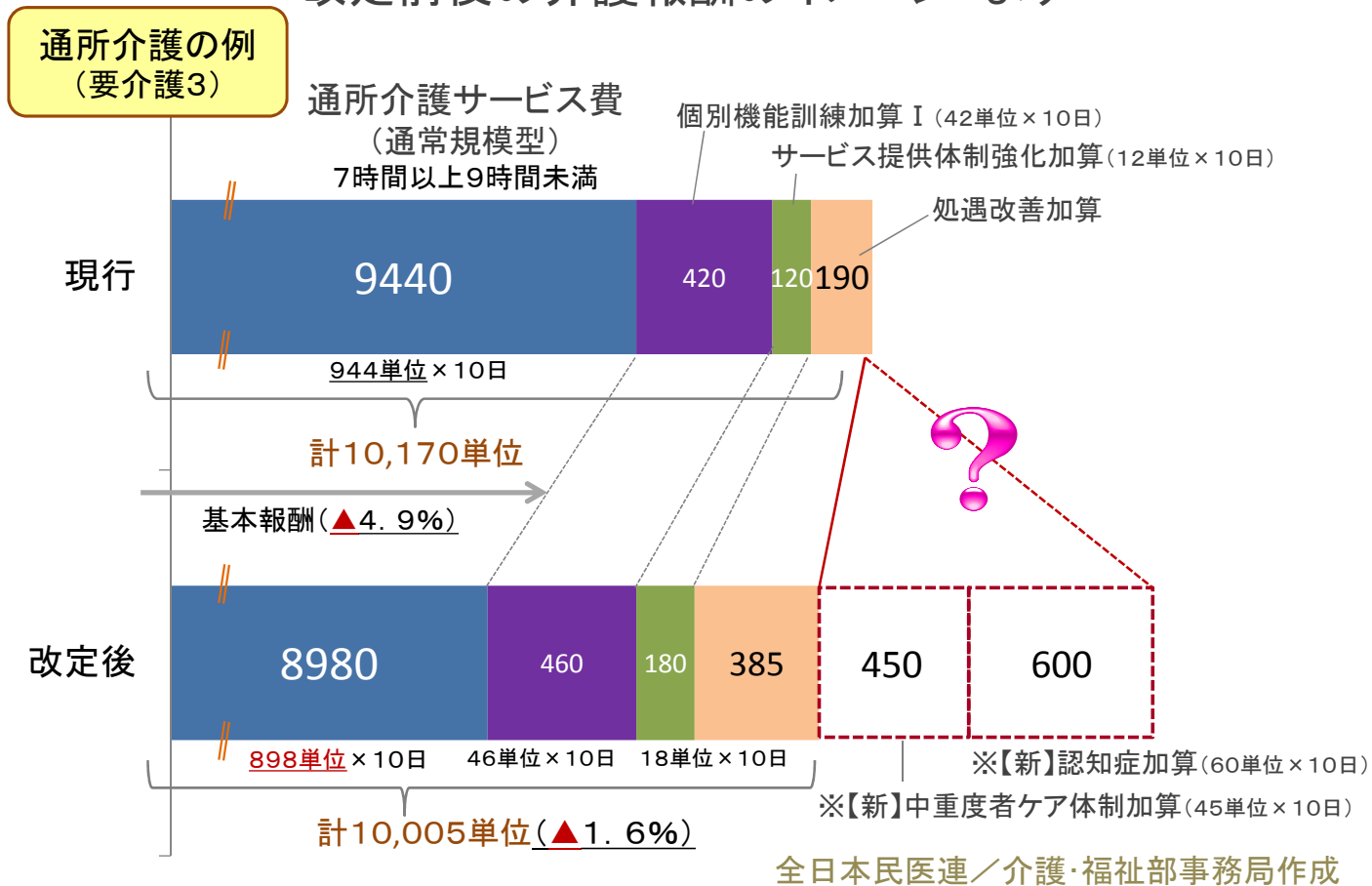
増減差② 増減率②
▲64 ▲12.2
▲79 ▲12.1
▲82 ▲11.4
▲84 ▲10.6
▲88 ▲10.2
▲90 ▲9.7
▲93 ▲9.3

(現在 → 8月)

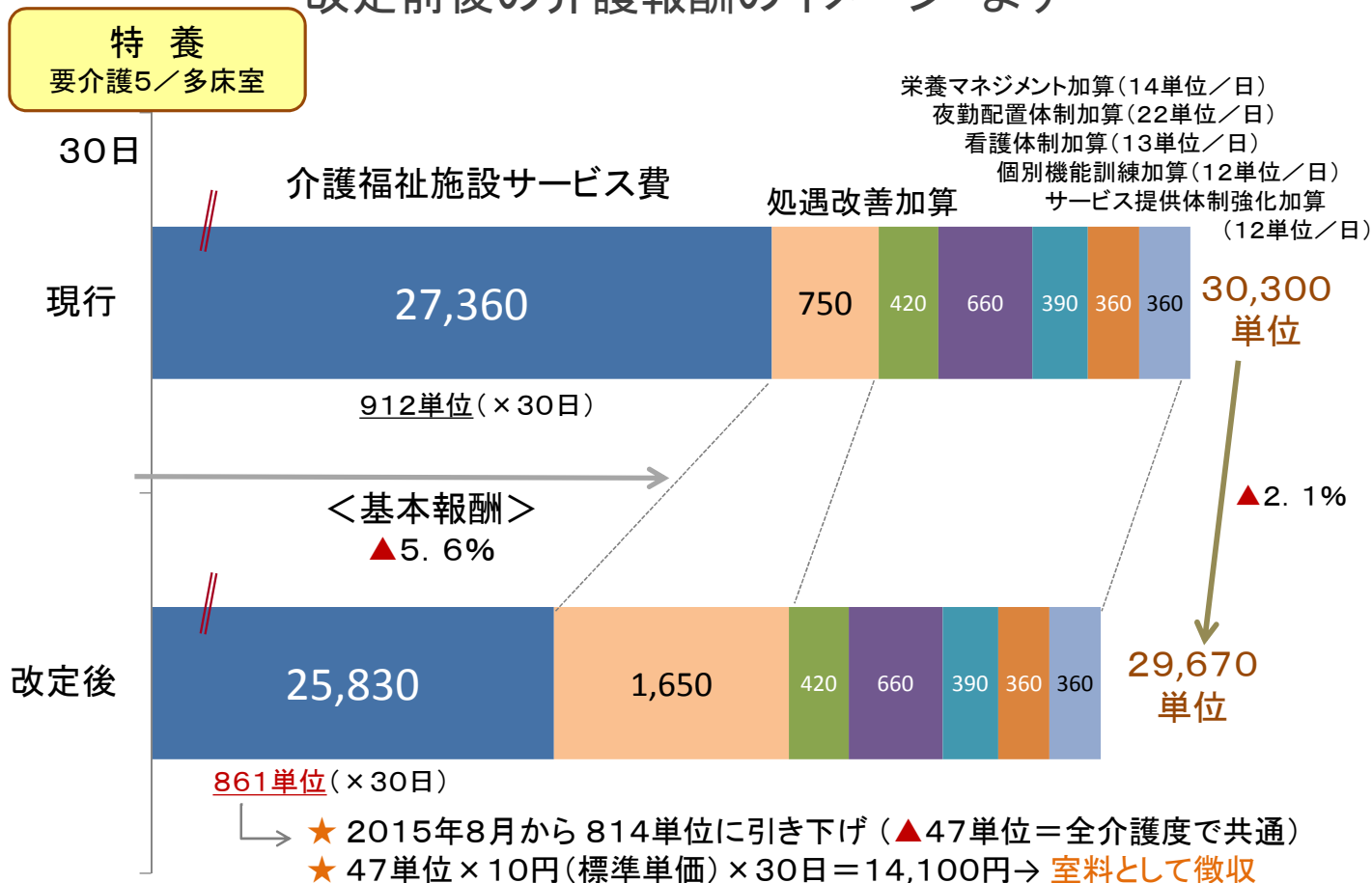
増減差② 増減率②
▲64 ▲12.7
▲78 ▲12.6
▲87 ▲12.7
▲89 ▲11.8
▲92 ▲11.1
▲95 ▲10.6
▲98 ▲10.2

(現在 → 8月)

介護報酬改定に伴うサービスの報酬の変化(例) 改定前後の介護報酬のイメージ より



介護報酬改定に伴うサービスの報酬の変化(例) 改定前後の介護報酬のイメージ より



介護予防サービス訪問介護・通所介護の報酬

介護予防訪問介護費

<要支援1>

介護予防訪問介護費(Ⅰ) 1,226 単位/月 → 1,168 単位/月 (▲4.7%)

介護予防訪問介護費(Ⅱ) 2,452 単位/月 → 2,335 単位/月 (▲4.8%)

<要支援2>

介護予防訪問介護費(Ⅲ) 3,889 単位/月 → 3,704 単位/月 (▲4.8%)

介護予防通所介護費

要支援1 2,115 単位/月 → 1,647 単位/月 (▲22.1%)

要支援2 4,236 単位/月 → 3,377 単位/月 (▲20.2%)

【総合事業ガイドライン】「サービスの単価・利用者負担・給付管理」

サービス内容等に応じて、市町村が単価・利用者負担を設定する。

- 現行の訪問介護等に相当するサービスの単価は、市町村において、国が定める額(予防給付の単価)を上限として、個別の額(サービス単価)を定める。それ以外の指定事業者によるサービスの単価は、市町村が、その内容や時間、基準等を踏まえ、国が定める額を上限として設定。
- 利用者負担は、市町村が、サービス内容や時間、基準等を踏まえ設定。なお、現行の訪問介護等に相当するサービスは、介護給付の利用者負担割合(1割、一定以上所得者は2割)等を勘案し、設定。ただし、下限は当該給付の利用者負担割合。

Y-HAYASHI @ 全日本民医連

介護報酬2015年改定の問題点

■ 事業者・地域にとって

■ 介護従事者にとって

■ 利用者にとって

■ 地方自治体にとって

Y-HAYASHI @ 全日本民医連